

# 生活クラブ共済事業細則

生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会

(通 則)

第 1 条 生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会（以下「この会」といいます）は、生活クラブ共済事業規約（以下「規約」といいます）にもとづきこの細則を定めます。

(共済契約者と同一の世帯に属する者の範囲)

第 2 条 規約第 7 条（被共済者の範囲）第 1 項および第 2 項にいう「生計を共にする」とは、住居を共にし、または日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。

(健康告知事項)

第 3 条 規約第 10 条（被共済者の範囲）第 2 項にいう「健康告知事項」の内容は、別表 1 のとおりです。

(共済金請求の提出書類)

第 4 条 規約第 17 条（共済金の支払い請求）にいう基本契約および各特約にかかる共済金を請求するときの提出書類は、共済証書、共済金請求書および次の各号に定めるものとし、共済金受取人は、共済事故の発生を知った日から 60 日以内にこの会に提出しなければならないものとし、

共済金の種類	提出書類						
	(1) 死亡診断書 死体検案書	(2) 後遺障害 診断書	(3) 入院・手術 を証明する 医師の 診断書	(4) 不慮の事 故等であ る証明書	(5) 共 済 金 受 取 人 の 印 鑑	(6) 住民票ま たは戸籍 謄本	(7) 領収書 (コピー 可)
死亡共済金	○				○	○	
重度障害共済金		○			○		
災害死亡共済金	○			○	○	○	
災害重度障害共済金		○		○	○		
疾病入院共済金			○		○		
災害入院共済金			○	○	○		
災害通院共済金					○		○
手術共済金			○		○		
退院後ケア共済金					○		
産後ケア共済金					○	○※	
出産祝金共済金					○	○※	

※産後ケア共済金、出産祝共済金の請求について、第 1 項 6 号の提出書類に代えて、市区町村長の押印がある母子手帳の「出生届出済証明書」の写しでの代用を可とします。

2. 前項第 3 号にかかわらず、骨折、脱臼、四肢の捻挫、四肢の打撲の治療に限って、柔道整復師法（昭和 54 年法律第 19 号）に定める施術所に收容された場合には、当該施術所を第 10 条（病院および診療所の定義）に定める病院または診療所に準ずるものとし、柔道整復師の診断書および施術に関する医師の同意書をもって医師の診断書に代えることができるものとし、

3. 第1項第4号に定める「不慮の事故等である証明書」とは、次の各号に定めるものとします。

(1) 車両事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書
(2) エレベーター、エスカレーターの事故、建造物の倒壊、落下による事故の場合	その建物等の管理者の事故証明書
(3) 労働災害による場合	労働災害補償保険請求書ならびに支給決定・支払通知書の写し
(4) 公務上の災害による場合	公務災害認定申請書ならびに公務災害認定書の写し
(5) 上記以外の原因による場合	救急車、消防車の出動証明書その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(6) その他	前各号に準ずる不慮の事故を証明する書類

4. この会は、前3項に規定する書類が全て揃っていなくても共済金請求の内容が明らかと認めるときは、前3項に規定する書類を一部省略して提出することを認め、または第1項の書類以外の書類の提出を求めることができることとします。

(共済金の支払方法)

第5条 規約第18条（共済金の支払い）にいう共済金の支払方法については、共済金を請求する提出書類である共済金請求書に共済金受取人が記載の金融口座に振り込むものとします。

(生死不明の取扱い)

第6条 規約第19条（生死不明の場合の共済金の支払い）にいう「被共済者が死亡したものと認められたとき」とは次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき。
  - (2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難（以下「危難」という）に遭った者のうち、全員が死亡または行方不明となっている場合に、被共済者の生死が3ヶ月間わからないとき。
  - (3) 前項の危難に遭った者のうち、死亡または行方不明となっている者が全員でない場合は、被共済者の生死が危難の後1年間わからないとき。
2. 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金および災害死亡共済金を受け取った場合には、当該共済金受取人はこの会に対して規約第19条第2項に規定する返還についての念書を提出することを要します。

(入院の定義)

第7条 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(病院および診療所の定義)

第8条 「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設を有する診療所とします。

2. 前項の場合と同等とこの会が認めた場合は、日本国外にある医療施設について病院または診療所に準ずるものとします。

(手術の定義)

第9条 「手術」とは、医師が機器、器具を用いて、生体に切開、裁断、結紮、摘除、郭清、縫合

等の操作を加えることをいい、ドレナージ、牽刺、および神経ブロックは除くものとします。

(改廃)

第 10 条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決をもって行ないます。

付 則

(2012 年 (平成 24 年) 5 月 15 日設定)

(施行期日)

1. この細則は (2013 年 (平成 25 年) 4 月 1 日) より施行します。

(2013 年 (平成 25 年) 10 月 15 日改定)

(施行期日)

1. この細則は (2013 年 (平成 25 年) 11 月 1 日) より施行します。

(2015 年 (平成 27 年) 2 月 17 日改定)

(施行期日)

1. この細則は (2015 年 (平成 27 年) 3 月 1 日) より施行します。

#### 別表 1 健康告知事項

・健康状態についての質問 (健康告知事項)

- ① 現在、病院・診療所にて、診療、治療、医師の指導・注意を受けています。
- ② 健康診断、人間ドックなどで異常を指摘され、再検査、精密検査または治療が必要との診断を受けたことがあります。(ただし完治している場合、再検査・精密検査・その後の検診で異常がない場合は該当しません。)
- ③ 最近 2 年間に、病気やけがのための入院・手術をしたことがあります。
- ④ 最近 5 年間に、悪性腫瘍 (がん、肉腫、悪性リンパ腫) による治療を受けたことがあります。
- ⑤ ①～④以外に、治療が終了していない病気・けががあります。
- ⑥ 妊娠中です。(現在妊娠している方は今回の出産に伴う入院・手術・産後ケア給付は対象になりません。出産祝金は半額給付です。)
- ⑦ (50 歳未満の方のみ、告知してください) これまでに帝王切開を受けたことがあります。

・健康状態記入欄は、以下の項目とする。

- ① 発症日・診断日 (年月の記入)
- ② 傷病名・診断事項
- ③ 手術有無 (有の場合は手術名を記載)
- ④ 治療内容
- ⑤ 入院期間 (年月日が不明な場合は、年月の記入も可。)
- ⑥ 治療期間 (年月日が不明な場合は、年月の記入も可。)
- ⑦ 現在の状況 (治療中・再検査・観察中・完治を記載)
- ⑧ 備考